

平成21年5月12日

株 主 各 位

名古屋市港区船見町1番地86

株式会社 **ダイセキ**

代表取締役社長 伊藤博之

第51回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第51回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年5月27日（水曜日）午後5時10分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 平成21年5月28日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 名古屋市港区船見町1番地86 当社本社ビル4階会議室 |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第51期（平成20年3月1日から平成21年2月28日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査
役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第51期（平成20年3月1日から平成21年2月28日まで）
計算書類報告の件 |

決 議 事 項

- | | |
|-------|--------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款の一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役10名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件 |
| 第6号議案 | 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.daiseki.co.jp/IR/accounting.html>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成20年3月1日から
平成21年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 企業集団の事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米国のサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融危機が实体经济にも波及し、特に昨年秋季以降は製造業を中心に過去に類を見ない落ち込みとなりました。

当社におきましては、第3四半期までは着実なシェアアップと堅調な日本経済に支えられ、業績は好調に推移いたしました。しかしながら昨年12月以降世界的な景気悪化を受け、わが国の鉱工業生産指数も12月には80ポイント台、1月には70ポイント台、2月には60ポイント台と未曾有の状況となりました。その影響を受け産業廃棄物処理受注量は第4四半期において前期比30%以上も急減し、業績が急速に悪化いたしました。また、土壌汚染の調査・分析・処理を一貫して行う連結子会社の株式会社ダイセキ環境ソリューションにおいては、建設・不動産不況の影響により市場全体は急速に縮小しているなか、土壌汚染関連専門会社としての唯一の東証・名証1部上場企業としての信用力と調査・分析・処理を自社で一貫して行える技術力を背景に業容の拡大を図ってまいりました。しかしながら、市場縮小と連動する形で受注単価が下落し、利益率が低下、売上計画は達成いたしました。利益計画は未達成となりました。また、使用済バッテリーから再生鉛の精錬を行う田村産業株式会社は、ダイセキグループの一員としての位置付けを明確にすることを目的として、平成20年9月1日付で株式会社ダイセキMCRに商号変更を行い、ダイセキグループ化による信用力を背景にした積極的な営業展開を行いました。しかしながら、鉛の市場価格が平成19年の高値からほぼ4分の1の水準まで急落した影響を受けて年度後半から再生鉛の販売価格は下落し、これにより採算が悪化し、売上ならびに利益計画は未達成となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高37,224百万円（前期比5.8%増）、営業利益7,539百万円（同8.0%減）、経常利益7,673百万円（同6.3%減）、当期純利益4,022百万円（同20.5%減）となりました。

事業の種類別の業績は、次のとおりであります。

〈環境部門〉

環境部門におきましては主力である産業廃棄物の収集運搬・中間処理事業は、引続き新規顧客の獲得に注力したことにより上半期は大幅に売上を伸ばすことができました。しかしながら、前述のとおり外部環境の急速な悪化を受け第4四半期において産業廃棄物処理受託量は大きく減少、減収に転じました。また、リサイクル燃料においても産業廃棄物受注量の減少により生産量は減少、また燃料価格の下落により第4四半期より販売価格も下落しました。連結子会社の株式会社ダイセキ環境ソリューションの土壤汚染関連事業においても、売上は確保したものの単価下落により採算は悪化、さらに株式会社ダイセキMCRにおいても、100%に近い工場稼働率を維持しましたが、鉛価格の急落という厳しい外部環境により売上、利益ともに計画は未達成となりました。以上の結果、環境部門の売上高は35,235百万円（前期比7.1%増）と増加いたしました。

〈石油部門〉

石油部門におきましては、WTIが昨年7月の1バレル140ドル台をピークにわずか半年あまりで30ドル台まで暴落するという過去に類を見ない価格下落を経験しました。この影響を受け、石油製品価格は夏以降大幅に下落し、さらに景気減速に伴い需要も急速に減退いたしました。こうした状況下、石油部門は引続き量の拡大は追い求めず、利益確保が可能な取引を優先する方針を継続しております。以上の結果、石油部門の売上高は、1,980百万円（前期比13.0%減）となりました。

〈その他〉

連結子会社の株式会社ダイセキ環境ソリューションにおいて、賃貸マンションの経営を行っており、当部門の売上高は7百万円（前期比26.0%減）となりました。

部門区分	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額	増減率
	百万円	百万円	百万円	%
環境部門	32,872	35,235	2,363	7.1
石油部門	2,277	1,980	△296	△13.0
その他	10	7	△2	△26.0

② 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は2,235百万円であります。その主な内容は次のとおりであります。

株式会社ダイセキ

名古屋事業所	重油施設	228百万円
名古屋事業所	エコエネルギーセンター特燃施設	109百万円
関東事業所	第三工場特燃施設	314百万円

株式会社ダイセキ環境ソリューション

名古屋リサイクルセンター	土壌処理プラント等	124百万円
廃石膏ボードリサイクルセンター	用地等	433百万円

③ 企業集団の資金調達状況

株式会社ダイセキ

当連結会計年度における増資又は社債発行による資金調達はありません。

当連結会計年度における設備投資及び運転資金は、全額自己資金にて調達いたしました。

株式会社ダイセキ環境ソリューション

当連結会計年度において、新たに銀行借入により長期借入金650百万円を調達いたしました。

なお、上記資金は前項の設備投資の支払に充当しております。

④ 他の会社の株式の取得状況

当社は、事業拡大の一環として、株式会社ダイセキMCRの全株式を以下のとおり取得することを平成19年4月10日開催の取締役会において決議しております。

	日付	取得比率	取得する株式数	取得価額
第1回	平成19年4月27日	49.0%	29,400株	1,850百万円
第2回	平成20年3月3日	21.0%	12,600株	842百万円
第3回	平成21年3月2日	30.0%	18,000株	1,218百万円

当連結会計年度においては、上記第2回目の株式の取得を行い、株式会社ダイセキMCRの持分比率は70.0%となっております。

(2) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 48 期 平成18年 2 月期	第 49 期 平成19年 2 月期	第 50 期 平成20年 2 月期	第 51 期 (当連結会計年度) 平成21年 2 月期
売 上 高(百万円)	21,644	26,968	35,160	37,224
経 常 利 益(百万円)	4,097	5,701	8,191	7,673
当 期 純 利 益(百万円)	2,356	3,220	5,060	4,022
1 株当たり当期純利益(円)	86.23 (54.44)	100.53 (76.15)	124.77 (113.42)	89.29
総 資 産(百万円)	31,987	37,652	50,955	51,158
純 資 産(百万円)	24,446	27,764	39,921	42,816

- (注) 1. 第49期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
2. 平成18年3月1日付をもって、平成18年2月28日現在の株主に対し、その所有株式1株につき1.2株の割合をもって株式を分割しておりますが、1株当たり当期純利益は期首に分割が行われたものとして計算しております。
3. 平成19年3月1日付をもって、平成19年2月28日現在の株主に対し、その所有株式1株につき1.2株の割合をもって株式を分割しておりますが、1株当たり当期純利益は期首に分割が行われたものとして計算しております。
4. 平成20年3月1日付をもって、平成20年2月29日現在の株主に対し、その所有株式1株につき1.1株の割合をもって株式を分割しておりますが、1株当たり当期純利益は期首に分割が行われたものとして計算しております。
5. 1株当たり当期純利益の括弧内は、(注)2.から(注)4.の株式分割が、すべて第48期期首において行われたものとして計算したものであります。
6. 第50期に公募による時価発行増資(純資産の増加額4,663百万円)及びオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資(純資産の増加額699百万円)を行っております。
7. 当連結会計年度の営業成績につきましては、「1.企業集団の現況に関する事項(1)当連結会計年度の事業の状況 ① 企業集団の事業の経過及び成果」をご参照ください。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	事業内容
株式会社ダイセキ 環境ソリューション	1,446百万円	54.0%	土壌汚染処理・産業廃棄物処理 受託
株式会社ダイセキMCR	30百万円	70.0%	使用済バッテリーの収集運搬、 再生利用 鉛・アルミニウムの精錬 非鉄金属原料の販売

(4) 企業集団の対処すべき課題

① コンプライアンス体制の充実

環境関連事業を営む当社グループは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」をはじめとした環境関連法規制の遵守を企業の最重要課題と位置付け、法令遵守に対する一層の社内意識の向上と体制強化を図るため、継続的な施策を採り、社会的な信頼を得る努力を行ってまいります。

② 関東地区・関西地区での事業拡大

当社グループは、引続きエリア戦略として、大規模な市場を有しかつ相対的に当社グループのシェアが低い関東地区、関西地区に対し、業容拡大のための積極的な設備投資と営業力の注入を第一に位置付け、実行しております。

③ リサイクル技術の向上

当社グループの産業廃棄物中間処理の基本はリサイクルであります。リサイクル処理による環境負荷の低減が社会貢献につながり、また当社グループの処理コストの低減にも役立っております。当社グループは、積極的な研究開発・設備投資によりリサイクル技術を向上させ、社会貢献と収益確保の両立を図ってまいります。

④ 情報化投資

当社グループは、業容拡大に伴い、正確かつ迅速な情報把握により的確な経営の意思決定の迅速化を促進するため、また迅速な情報開示体制の確立のため、全社レベルでの情報システムの再構築に取り組んでおります。これに加え、業務改革も併せて実行することにより、企業運営上のコストの削減にも取り組んでまいります。また、重要情報の漏洩を防止するための情報セキュリティの強化にも取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容

環 境 部 門	廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック・グリース類エマルジョン等の処理 鉱物油・工業用潤滑油・圧延油・焼入油・有機溶剤等の再生処理 船舶廃油引取処理 汚泥・油泥等の処理 化学プラント・パイプクリーニング工事 船舶清掃 下水道・側溝・廃水ピット・各種タンク清掃 保全工事・流出油回収作業 計量証明書発行 土壌汚染調査・浄化处理 使用済バッテリーの収集運搬・再生利用 鉛・アルミニウムの精錬 非鉄金属原料の販売
石 油 部 門	離型剤・工業用潤滑油・高圧絶縁油・合成潤滑油・塗料剥離剤等の製造、販売 各種燃料油・潤滑油・化学薬品の販売

(6) 主要な営業所及び工場

株式会社ダイセキ	本社	名古屋市港区
	名古屋事業所	名古屋市港区
	北陸事業所	石川県白山市
	関西事業所	兵庫県明石市
	九州事業所	北九州市若松区
	関東事業所	栃木県佐野市
	千葉事業所	千葉県袖ヶ浦市
北陸ダイセキ株式会社	本社	石川県金沢市
株式会社ダイセキ環境ソリューション	本社	名古屋市港区
	東京本社	東京都中央区
	関西支社	大阪市大正区
	名古屋リサイクルセンター	愛知県東海市
	横浜リサイクルセンター	横浜市鶴見区
	大阪リサイクルセンター	大阪市大正区
株式会社ダイセキMCR	本社	栃木県宇都宮市
	平出工場	栃木県宇都宮市
	篠井工場	栃木県宇都宮市

(7) 企業集団及び当社の使用人の状況

① 企業集団の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
658名	27名増

(注) 使用人数は就業員数であります。

② 当社の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
499名	20名増	38.1歳	8.0年

(注) 使用人数は就業員数であります。

(8) 企業集団の主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	508百万円
株式会社みずほ銀行	300百万円
株式会社大垣共立銀行	250百万円
株式会社滋賀銀行	200百万円
株式会社三井住友銀行	162百万円
株式会社中京銀行	150百万円

(9) 剰余金の配当方針

当社は、株主各位への安定的な利益還元を基本としたうえで、業績に対応した配当の実施ならびに株主還元を最重要課題として考えております。従って、業績の推移、業界環境、配当性向を勘案し、併せて経営基盤ならびに企業体質の強化と中長期的な事業展開に備えるための内部留保の充実などを勘案して、配当を決定する方針を採っております。内部留保資金につきましては、経営基盤ならびに企業体質の強化と中長期的な事業展開に備えるため内部留保の充実を図り、設備投資や技術開発等に積極的に投資してまいりたいと存じます。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況に関する事項

(1) 会社の株式に関する事項

- | | |
|---|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 79,200,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 45,124,954株 |
| ③ 当事業年度末の株主数 | 12,919名 |
| ④ 大株主（自己株式を除く発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を有する株主） | |

会社法施行規則第122条第1号に該当する発行済株式（自己株式を除く。）の総数の10分の1以上の数の株式を有する株主はおりません。

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担 当	他 の 法 人 等 の 代 表 状 況 等
代表取締役社長	伊藤博之		
代表取締役副社長	柱 秀 貴		株 式 会 社 イ ト ジ 代 表 取 締 役
取 締 役 副 社 長	久保田 稔	事業統括本部長	
専 務 取 締 役	山本哲也	事業統括本部 生産技術開発担当	
常 務 取 締 役	福島満夫	事業統括本部 環境安全担当	
常 務 取 締 役	平林一美	企画管理本部長	
取 締 役	天野浩二	関東事業所長	
取 締 役	稲垣淳一	名古屋事業所長	
取 締 役	江越且明	九州事業所長	
取 締 役	宮地芳弘	関西事業所長	
監 査 役(常勤)	原田利男		
監 査 役(常勤)	山下常紀		
監 査 役	鈴木雅二		
監 査 役	坂部孝夫		

- (注) 1. 取締役岡田篤氏は、平成20年3月3日辞任（株式会社ダイセキMCR代表取締役就任のため）いたしました。
2. 監査役水野三四三氏は、平成20年5月22日開催の第50回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
3. 監査役鈴木雅二及び監査役坂部孝夫の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 常勤監査役原田利男氏は、当社の経理部に昭和55年5月から平成10年5月まで在籍し、通算18年にわたり決算手続及び財務諸表等の作成に従事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 当事業年度に係る役員報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役	11名	221百万円
監査役	5名	30百万円
合 計	16名	252百万円

- (注) 1. 株主総会の決議（平成3年5月27日改定）による取締役報酬限度額（使用人兼務取締役の使用人分の報酬を除く。）は年額350百万円であり、株主総会の決議（平成20年5月22日改定）による監査役報酬限度額は年額50百万円であります。
2. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額（取締役12百万円、監査役1百万円）を含めております。
3. 上記には、平成20年3月3日をもって辞任した取締役1名及び平成20年5月22日開催の第50回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
4. 上記には、使用人兼務取締役4名に対する使用人分給与相当額52百万円は含まれておりません。

③ 社外役員に関する事項

イ. 社外役員重要な兼職の状況等

監査役坂部孝夫氏は、当社の連結子会社であります株式会社ダイセキ環境ソリューションの社外監査役を兼務しております。

- ロ. 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係
該当事項はありません。

ハ、各社外役員の主な活動状況
取締役会及び監査役会への出席状況等

	活 動 状 況
監査役 鈴木 雅二	当事業年度に開催された取締役会22回のうち18回に出席し、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。経営者の経験及び幅広い見識から、取締役会において、設備投資関連について発言・アドバイスを行っております。また、監査役会において、内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 坂部 孝夫	平成20年5月22日就任以降に開催された取締役会17回のうち15回に出席し、監査役会10回のうち10回に出席いたしました。長年にわたる環境分野での業務経験から、取締役会において、環境及び安全の見地から発言・アドバイスを行っております。また、監査役会において、内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。

ニ、責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

ホ、社外役員の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額	親会社又は当該親会社の子会社からの役員報酬等
社 外 取 締 役	一名	一百万円	一百万円
社 外 監 査 役	3名	2百万円	0百万円
合 計	3名	2百万円	0百万円

(4) 会計監査人に関する事項

① 当社の会計監査人の名称 監査法人トーマツ

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

イ. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 15 百万円

ロ. 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金 29 百万円

銭その他の財産上の利益の合計額

(注) 上記イ. の報酬等の額には公認会計士法第 2 条第 1 項の業務に係る報酬等の額を記載しております。また、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記イ. の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第 2 条第 1 項の業務以外の業務（非監査業務）である財務報告に係る内部統制に関する指導・助言業務を委託し対価を支払っています。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容の概要

当会社は下記のとおり「内部統制基本方針」を決議し、業務の適正を確保するための体制整備を図っています。

「内部統制基本方針」

①基本的な考え方

- イ. 当会社は「ダイセキ倫理憲章」において「社会的役割と責任」「法令等の遵守」「人権の尊重と自由闊達な企業風土の醸成」の3項目を企業行動の指針として掲げ、社会とともに成長・発展していくことを基本姿勢としている。当業界のリーダー企業として永続的な発展を遂げていくために、内部統制システムを整備し、倫理憲章の具体化を図っていくことを基本とする。
- ロ. 取締役会は、内部統制基本方針を策定し、内部統制の実施状況に対する指示・監督を行うとともに、整備状況をチェックし、適宜、基本方針・対応策の見直しを実施する。
- ハ. 代表取締役副社長を長とする内部統制システム推進委員会を組織し、内部統制システムプログラム等による実践を通じ、財務報告の信頼性の確保を中心に具体的に展開する。

②取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当会社の定める「倫理綱領（経営理念）（倫理憲章）（行動規範）」を代表取締役社長の強いリーダーシップのもと、役職員一同が繰り返し勉強し、企業としての社会的役割、責任を自覚し、社会とともに成長・発展していく基本姿勢を全員が修得することを徹底する。
- ロ. 代表取締役副社長を長とするコンプライアンス委員会を組織し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努める。各部門固有のコンプライアンスリスクを分析し、その対策を具体化する。

ハ. 取締役ならびに監査役や各部門のコンプライアンス・オフィサーがコンプライアンス上の問題を発見した場合は、すみやかにコンプライアンス委員会へ報告する体制を構築しており、その徹底を図っていく。

社員が直接通報・相談することを可能とするコンプライアンス相談窓口（企業倫理ホットライン）の存在意義と認識を徹底する。通報・相談を受けたコンプライアンス委員会はその内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議の上、決定し、全社的に再発防止策を徹底する。

通報・相談を行った社員については別途定めた「内部通報・相談規程」を基に対応する。内容によっては、適宜の情報開示を実施する。

ニ. 監査室はコンプライアンス委員会と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。

ホ. 社員の法令・定款違反については、コンプライアンス委員会から総務部人事管理課に処分を求め、役員の方令・定款違反についてはコンプライアンス委員会が取締役会に具体的な処分を答申する。

ヘ. 当社は、反社会的勢力による不当要求等の対応を所管する部署を総務部と定め、対応マニュアルの整備と教育を行う。反社会的勢力には警察等関連機関と連携し、毅然と対応する。

③取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

イ. 代表取締役社長は、総務部および担当取締役に指示し、取締役の職務執行に係る情報の保存および管理について、全社的に管理する「文書管理規程」「情報セキュリティ管理規程」に従い、職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。

ロ. 取締役および監査役は必要に応じ、これらの文書等を閲覧できるものとする。

④損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 「リスク管理規程」を制定し、リスクマップを作成するとともにリスク分類ごとの責任部門を定める。代表取締役副社長を長とするリスク管理委員会を組織し、当社グループのリスクを網羅的・総合的に管理する。重要度の高いリスクについては、対応策を決定し、リスクコントロールに努める。新たに発生したリスクについては、すみやかに担当部門を定める。
- ロ. 監査室は部門毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的にリスク管理委員会および取締役会に報告し、改善策を審議・決定する。

⑤取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 以下のとおり経営管理をきめ細かく行うことにより、取締役の職務の執行の効率化を図る。
- イ. 「取締役会規則」「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」の見直しによる権限・意思決定ルールの明確化
- ロ. 取締役・事業所長・グループ各社社長を構成員とする経営会議の充実（監査室長および監査役の参加）と事業部門毎の業績目標・予算設定とITを活用した月次・四半期業績管理の徹底
- ハ. 経営会議および取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

⑥当会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 当会社およびグループ各社における内部統制の構築を目指し、業務においては事業統括本部が、コンプライアンスにおいては企画管理本部が運営調整し、月1回の合同経営会議を通じ指示・要請等の伝達が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。また、コンプライアンス教育の共通化により、適正を確保していく。
- ロ. 当会社取締役、事業所長およびグループ各社の社長は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
- ハ. 当会社の監査室は、当会社およびグループ各社の内部監査を実施し、その結果を担当部門および部門責任者に報告し、合同経営会議等を通じ、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

⑦監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ. 当会社は、当面補助する使用人を設置しない。ただし、監査役会が必要と認め、設置要請がある場合には、すみやかに設置することとする。また、その使用人は社内組織から独立したものとする。

ロ. 監査役は、監査室員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査室員は、その命令に関して、取締役、監査室長等の指揮・命令は受けないものとする。

⑧取締役および使用人が監査役に報告するための体制とその他の監査役への報告に関する体制

監査役会に報告すべき事項を定める規定を監査役会と協議し、取締役は次に定める事項を報告することとする。

イ. 経営会議・取締役会で決議された事項

ロ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

ハ. 毎月の経営状況で重要な事項

ニ. 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項

ホ. 重大な法令・定款違反

ヘ. コンプライアンス相談窓口（企業倫理ホットライン）の通報・相談状況および内容

ト. その他コンプライアンス上重要な事項

使用人は前項ロ. およびホ. に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができるものとする。

⑨その他監査役への監査が実効的に行われることを確保するための体制

「監査役会規則」「監査役権限」による職務分担や代表取締役との定期的な意見交換および会計監査人の監査時や「マネジメント・レター」等による定期的情報交換を実施する。また、必要に応じて顧問弁護士等による助言を受けることができる体制を構築する。

(6) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(平成21年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	(26,584)	流 動 負 債	(6,893)
現金及び預金	18,440	支払手形及び買掛金	1,870
受取手形及び売掛金	5,743	短期借入金	850
たな卸資産	1,680	1年以内返済予定の長期借入金	373
繰延税金資産	222	未払法人税等	1,577
その他	511	賞与引当金	210
貸倒引当金	△13	その他	2,010
固 定 資 産	(24,573)	固 定 負 債	(1,448)
有 形 固 定 資 産	17,451	長期借入金	602
建物及び構築物	4,804	従業員退職給付引当金	612
機械装置及び運搬具	3,170	役員退職慰勞引当金	228
土地	8,905	その他	5
建設仮勘定	406	負 債 合 計	8,341
その他	165	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	1,395	株 主 資 本	(39,937)
のれん	1,097	資 本 金	6,382
その他	298	資 本 剩 余 金	7,051
投資その他の資産	5,726	利 益 剩 余 金	26,626
投資有価証券	2,585	自 己 株 式	△122
長期性預金	1,500	評価・換算差額等	(40)
繰延税金資産	585	その他有価証券評価差額金	40
その他	1,087	少 数 株 主 持 分	(2,838)
貸倒引当金	△31	純 資 産 合 計	42,816
資 産 合 計	51,158	負 債 純 資 産 合 計	51,158

連結損益計算書

（平成20年3月1日から
平成21年2月28日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額
売上高	37,224
売上原価	25,524
売上総利益	11,699
販売費及び一般管理費	4,159
営業利益	7,539
営業外収益	190
受取利息	64
受取配当金	15
受取地代家賃	44
保険金収入	29
収用に伴う補償金収入	25
その他	11
営業外費用	56
支払利息	21
株式交付費	5
収用に伴う設備移転費用	22
その他	7
経常利益	7,673
特別利益	18
固定資産売却益	18
特別損失	116
固定資産売却損	5
固定資産除却損	56
投資有価証券評価損	55
税金等調整前当期純利益	7,575
法人税、住民税及び事業税	3,054
法人税等調整額	128
少数株主利益	369
当期純利益	4,022

連結株主資本等変動計算書

（平成20年3月1日から
平成21年2月28日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成20年2月29日 残高	6,382	7,051	23,396	△95	36,734
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△792		△792
当 期 純 利 益			4,022		4,022
自 己 株 式 の 取 得				△27	△27
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	3,230	△27	3,202
平成21年2月28日 残高	6,382	7,051	26,626	△122	39,937

	評価・換算 差額等	少数株主持分
	その他有価証 券評価差額金	
平成20年2月29日 残高	159	3,027
連結会計年度中の変動額		
剰 余 金 の 配 当		
当 期 純 利 益		
自 己 株 式 の 取 得		
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△118	△189
連結会計年度中の変動額合計	△118	△189
平成21年2月28日 残高	40	2,838

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数	3社
主要な連結子会社の名称	北陸ダイセキ株式会社 株式会社ダイセキ環境ソリューション 株式会社ダイセキMCR

平成20年9月1日付で、田村産業株式会社は株式会社ダイセキMCRに商号を変更しております。

②主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称	株式会社グリーンアローズ中部
連結の範囲から除いた理由	非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていません。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社（株式会社グリーンアローズ中部）及び関連会社（株式会社グリーンアローズホールディングス）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 記載金額

表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

② 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び 移動平均法による原価法

関連会社株式

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、半製品、仕掛品 主に総平均法による原価法

及び仕掛処理原価

商品及び原材料

移動平均法による低価法

貯蔵品

主に最終仕入原価法

③ 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法

主な耐用年数

建物及び構築物 2年～50年

機械装置及び運搬具 2年～17年

（追加情報）

法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

ロ. 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

- ④ 繰延資産の処理方法
株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。
- ⑤ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金
債権の貸倒の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ハ. 従業員退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
なお、数理計算上の差異は、その発生時の翌連結会計年度に一括費用処理することとしております。
- ニ. 役員退職慰労引当金
役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
- ⑥ 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- ⑦ 重要なリース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- ⑧ その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- イ. 消費税等の会計処理 税抜方式を採用しております。
- ロ. 仕掛処理原価 環境部門における処理未完了の取引において発生した原価を計上しております。
- (5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項
連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(6) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

なお、株式会社ダイセキMCRの株式取得に係るのれんの償却期間は9年であります。

また、重要性が乏しいものは、発生年度に全額償却しております。

2. 表示方法の変更

「のれん」の表示方法は、従来、連結貸借対照表上、「無形固定資産」に含めて表示しておりましたが、金額的重要性が増したため当連結会計年度より区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「のれん」は899百万円であります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額
(2) 連結会計年度末日満期手形

13,083 百万円

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、当連結会計年度の末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当連結会計年度末日満期手形の金額は、次のとおりであります。

受取手形	162 百万円
支払手形	18 百万円
設備支払手形	1 百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の種類及び総数

株 式 の 種 類	前連結会計年度末株式数	当連結会計年度末株式数
普 通 株 式	41,022,686 株	45,124,954 株

- (注) 普通株式の発行済株式の総数の増加は、平成20年3月1日付をもって、平成20年2月29日現在の株主に対し、その所有株式1株につき1.1株の割合をもって株式を分割したことによるものであります。

(2) 自己株式の種類及び数

株 式 の 種 類	前連結会計年度末株式数	当連結会計年度末株式数
普 通 株 式	65,162 株	80,585 株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、株式分割による増加6,516株、単元未満株式の買取りによる増加8,907株であります。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

イ. 平成20年5月22日開催の第50回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 409百万円
- ・1株当たり配当額 10円
- ・基準日 平成20年2月29日
- ・効力発生日 平成20年5月23日

ロ. 平成20年10月15日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 382百万円
- ・1株当たり配当額 8円50銭
- ・基準日 平成20年8月31日
- ・効力発生日 平成20年11月14日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成21年5月28日開催の第51回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 472百万円
- ・1株当たり配当額 10円50銭
- ・基準日 平成21年2月28日
- ・効力発生日 平成21年5月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

5. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 887円52銭
- (2) 1株当たり当期純利益 89円29銭

6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成21年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	(21,580)	流動負債	(4,093)
現金及び預金	17,006	支払手形	576
受取手形	1,031	買掛金	815
売掛金	2,957	未払金	258
商製品	3	未払法人税等	1,339
製成品	20	未払消費税	159
原材料	43	賞与引当金	171
仕掛品	5	設備支払手形	512
仕掛処理原価	145	その他	258
貯蔵品	67	固定負債	(784)
繰延税金資産	186	従業員退職給付当金	580
その他の資産	125	役員退職慰労引当金	201
貸倒引当金	△11	その他	3
固定資産	(20,803)	負債合計	4,877
有形固定資産	12,014	(純資産の部)	
建物	1,729	株主資本	(37,468)
構築物	1,736	資本金	6,382
機械及び装置	2,310	資本剰余金	7,051
車両運搬具	421	資本準備金	7,051
工具器具備品	131	利益剰余金	24,157
土地	5,564	利益準備金	204
建設仮勘定	121	その他利益剰余金	23,952
無形固定資産	289	特別償却準備金	0
借地権	242	別途積立金	14,600
ソフトウェア	25	繰越利益剰余金	9,352
ガス供給利用権	2	自己株式	△122
工業用水道施設利用権	18	評価・換算差額等	(37)
その他	0	その他有価証券評価差額金	37
投資その他の資産	8,499	純資産合計	37,506
投資有価証券	2,494	負債純資産合計	42,384
関係会社株式	3,072		
差入保証金	215		
長期貸付金	101		
保険積立金	516		
長期性預金	1,500		
繰延税金資産	472		
その他の資産	156		
貸倒引当金	△29		
資産合計	42,384		

損 益 計 算 書

（平成20年3月1日から
平成21年2月28日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額
売 上 高	25,614
売 上 原 価	16,447
売 上 総 利 益	9,166
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,008
営 業 利 益	6,158
営 業 外 収 益	138
営 業 外 費 用	6
経 常 利 益	6,290
特 別 利 益	2
特 別 損 失	84
税 引 前 当 期 純 利 益	6,207
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,591
法 人 税 等 調 整 額	△65
当 期 純 利 益	3,681

株主資本等変動計算書

（平成20年3月1日から
平成21年2月28日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							評価・換算 差額等	
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金				自己 株式	株主 資本 合計	その他有価 証券評価 差額金
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金					
				特別 償却 準備金	別途 積立金	繰越 利益 剰余金			
平成20年2月29日残高	6,382	7,051	204	0	14,600	6,462	△95	34,606	158
事業年度中の変動額									
特別償却準備金の取崩				△0		0			－
剰余金の配当						△792		△792	
当期純利益						3,681		3,681	
自己株式の取得							△27	△27	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									△121
事業年度中の変動額合計	－	－	－	△0	－	2,889	△27	2,862	△121
平成21年2月28日残高	6,382	7,051	204	0	14,600	9,352	△122	37,468	37

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|----------------------|---|
| ① 子会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② その他有価証券
時価のあるもの | 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| 時価のないもの | 移動平均法による原価法 |

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|--------------------|-------------|
| 製品・仕掛品及び仕掛処理
原価 | 総平均法による原価法 |
| 商品及び原材料 | 移動平均法による低価法 |
| 貯蔵品 | 最終仕入原価法 |

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

主な耐用年数

建物 2年～50年

構築物 4年～30年

機械及び装置 4年～17年

（追加情報）

法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 従業員退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、数理計算上の差異は、その発生時の翌事業年度に一括費用処理することとしております。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(7) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

② 仕掛処理原価

環境部門における産業廃棄物処理未完了の取引において発生した原価を計上しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	11,592 百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び債務	
① 短期金銭債権	3 百万円
② 長期金銭債権	65 百万円
③ 短期金銭債務	207 百万円
(3) 期末日満期手形	期末日満期手形の会計処理については、当事業年度の末日は金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。期末日満期手形の金額は次のとおりであります。
	受取手形 152 百万円
	支払手形 18 百万円
	設備支払手形 1 百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	109 百万円
② 仕入高等	1,628 百万円
③ 営業取引以外の取引高	55 百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び数

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度末株式数
普通株式	65,162 株	80,585 株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、株式分割による増加6,516株、単元未満株式の買取りによる増加8,907株であります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	103 百万円
投資有価証券	87 百万円
賞与引当金	69 百万円
従業員退職給付引当金	200 百万円
役員退職慰労引当金	81 百万円
減価償却資産	114 百万円
その他	28 百万円
繰延税金資産合計	685 百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△25 百万円
その他	△1 百万円
繰延税金負債合計	△27 百万円
繰延税金資産の純額	658 百万円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
車 両 運 搬 具	22百万円	11百万円	11百万円
工 具 器 具 備 品	28百万円	15百万円	12百万円
合 計	50百万円	26百万円	23百万円

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

- (2) 当事業年度の末日における未経過リース料残高相当額等

未経過リース料期末残高相当額

1年内	7百万円
1年超	16百万円
合計	23百万円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

- (3) 当事業年度の支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	9百万円
減価償却費相当額	9百万円

- (4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	北陸ダイセキ株式会社	所有 直接100.0	当社製品・商品の販売、産業廃棄物の処理受託	石油製品、石油商品の販売、産業廃棄物の処理受託(注)1	35	売掛金	1
				北陸ダイセキ株式会社商品の購入	燃料等の購入(注)2	212	買掛金
子会社	株式会社ダイセキ環境ソリューション	所有 直接54.0	産業廃棄物の処理受託等	産業廃棄物の処理受託(注)1	22	売掛金	1
				産業廃棄物の処理委託、環境分析の委託等	産業廃棄物の処理委託(注)1、環境分析の委託(注)3	1,415	買掛金
子会社	株式会社ダイセキM C R	所有 直接70.0	産業廃棄物の処理受託、商品の販売	産業廃棄物の処理受託、使用済バッテリーの販売(注)1	51	売掛金	1

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉のうえで決定しております。
2. 燃料等の購入については、北陸ダイセキ株式会社以外からも複数の見積りを入力し、市場の実勢価格を勘案して発注及び価格を決定しております。
3. 環境分析の委託については、株式会社ダイセキ環境ソリューション以外からも複数の見積りを入力し、市場の実勢価格を勘案して発注及び価格を決定しております。
4. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

8. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けており、総合設立型の厚生年金基金制度に加入しております。また、従業員の退職等に際して退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象としていない割増退職金等を支払う場合があります。

なお、要拠出額を退職給付費用として処理している総合設立型の厚生年金基金制度に関する事項は次のとおりであります。

① 制度全体の積立状況に関する事項（平成20年3月31日現在）

イ. 年金資産の額	23,330百万円
ロ. 年金財政計算上の給付債務の額	30,795百万円
ハ. 差引額	△7,464百万円

② 制度全体に占める当社の給与総額割合（平成21年1月分）

13.1%

③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高6,997百万円及び別途積立金1,341百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却であり、当社は、当事業年度の計算書類上、特別掛金84百万円を費用処理しています。

なお、上記②の割合は当社の実際の負担割合とは一致しません。

(2) 退職給付債務に関する事項

イ. 退職給付債務	△766百万円
ロ. 年金資産	193百万円
ハ. 未積立退職給付債務（イ＋ロ）	△573百万円
ニ. 未認識数理計算上の差異	77百万円
ホ. 貸借対照表計上額純額（ハ＋ニ）	△495百万円
ヘ. 前払年金費用	84百万円
ト. 退職給付引当金（ホ－ヘ）	△580百万円

(3) 退職給付費用に関する事項

イ. 勤務費用（注）	209百万円
ロ. 利息費用	14百万円
ハ. 期待運用収益	△5百万円
ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	35百万円
ホ. 退職給付費用（イ＋ロ＋ハ＋ニ）	253百万円

（注） 総合設立型の厚生年金基金制度に係る退職給付費用及び割増退職金は、「勤務費用」に含めて計上しております。

- (4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項
- | | |
|-------------------|--------|
| イ. 割引率 | 2.0 % |
| ロ. 期待運用収益率 | 2.0 % |
| ハ. 退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準 |
| ニ. 数理計算上の差異の処理年数 | 1 年 |

(発生時の翌事業年度に一括費用処理することとしております。)

(追加情報)

当事業年度より「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その2)」(企業会計基準第14号 平成19年5月15日)を適用しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 832円64銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 81円73銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年4月13日

株式会社ダイセキ

取締役会御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 水野裕之[Ⓔ]

指定社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤達治[Ⓔ]

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ダイセキの平成20年3月1日から平成21年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ダイセキ及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年4月13日

株式会社ダイセキ

取締役会御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 水野裕之[Ⓔ]

指定社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤達治[Ⓔ]

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ダイセキの平成20年3月1日から平成21年2月28日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年3月1日から平成21年2月28日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年4月16日

株式会社 **ダイセキ** 監査役会

常勤監査役 原 田 利 男 ㊟

常勤監査役 山 下 常 紀 ㊟

社外監査役 鈴 木 雅 二 ㊟

社外監査役 坂 部 孝 夫 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第51期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円50銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は472,965,875円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成21年5月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款の一部変更の件

1. 変更の理由

- ① 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）の施行に伴い、当社定款規定のうち、株券、実質株主及び実質株主名簿に関する文言を削除し、併せてその他の文言の修正及び追加等所要の変更を行うものであります。
- ② 株主様の利便性向上のため、「単元未満株主の売渡請求」に関する規定の新設を行うものであります。（変更案 第8条）
- ③ その他、上記各変更に伴う条項の変更に加え、一部文言の整備等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、当社は<u>単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p> <p>3. <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）</u>、<u>株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p style="text-align: center;"><u>(削 除)</u></p> <p><u>(単元未満株主の売渡請求)</u></p> <p>第8条 当社の<u>単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下、「買増し」という。）を当社に請求することができる。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(削 除)</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。</p> <p>附 則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><u>（新 設）</u></p>	<p>第2条 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p style="text-align: center;"><u>（新 設）</u></p>	<p>第3条 本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社 の 株 式 数
1	伊 藤 博 之 (昭和18年4月5日生)	昭和38年8月 当社入社 昭和50年4月 取締役就任 昭和53年5月 常務取締役就任 昭和61年3月 専務取締役就任 平成2年4月 代表取締役専務就任 平成2年12月 代表取締役副社長就任 平成8年5月 代表取締役社長就任（現）	2,115,638株
2	柱 秀 貴 (昭和35年12月18日生)	昭和59年4月 株式会社東海銀行入行 平成2年4月 当社入社 平成2年4月 財務部長就任 平成2年8月 取締役就任 平成5年2月 総務管理本部長就任 平成7年10月 常務取締役企画部長就任 平成8年3月 企画管理本部長就任 平成11年5月 代表取締役副社長就任（現） [他の法人等の代表状況] 株式会社イトジ代表取締役社長	302,440株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
3	山本 哲也 (昭和40年1月9日生)	平成元年4月 株式会社日立製作所入社 平成元年10月 当社入社 平成7年3月 技術開発部長就任 平成7年5月 取締役就任 平成7年10月 事業統括第一本部副本部長就任 平成10年7月 環境分析事業本部部長就任 平成11年2月 リサイクル事業開発本部部長就任 平成11年5月 リサイクル事業開発本部長就任 平成12年3月 常務取締役就任 平成13年3月 名古屋事業所長就任 平成18年5月 専務取締役就任(現) 平成19年3月 事業統括本部(生産技術開発担当) 就任(現)	2,091,300株
4	福島 満夫 (昭和25年4月12日生)	昭和49年4月 愛知染色株式会社入社 昭和52年5月 当社入社 平成8年9月 九州事業所長就任 平成10年5月 取締役就任 平成12年9月 生産システム開発部長就任 平成13年3月 事業統括第一本部リサイクルシステム事業開発部長就任 平成13年10月 北陸事業所長就任 平成18年5月 常務取締役就任(現) 平成19年3月 事業統括本部(環境安全担当) 就任(現)	33,433株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社 の株式数
5	平 林 一 美 (昭和27年3月4日生)	平成14年1月 株式会社U F J 銀行内部監 査部副部長 平成15年5月 当社出向企画管理本部長就 任 平成16年1月 株式会社U F J 銀行退社 平成16年2月 当社入社 企画管理本部長就任 (現) 平成16年5月 取締役就任 平成20年5月 常務取締役就任 (現)	3,595株
6	天 野 浩 二 (昭和35年6月16日生)	昭和60年6月 当社入社 平成8年3月 九州事業所工場長就任 平成12年9月 九州事業所長就任 平成15年5月 取締役就任 (現) 平成15年9月 関東事業所長就 (現)	4,460株
7	稲 垣 淳 一 (昭和31年7月10日生)	昭和55年10月 当社入社 平成9年4月 名古屋環境事業所長就任 平成10年7月 名古屋第一環境事業所長就 任 平成13年3月 大阪事業所長就任 平成14年11月 関西事業所長就任 平成16年5月 取締役就任 (現) 平成19年3月 名古屋事業所長就任 (現)	9,589株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社 の株式数
8	江 越 且 明 (昭和28年1月5日生)	昭和49年7月 呉共同機工株式会社入社 平成5年11月 当社入社 平成12年9月 九州事業所工場長就任 平成15年9月 九州事業所長就任(現) 平成19年5月 取締役就任(現)	3,400株
9	宮 地 芳 弘 (昭和30年2月26日生)	昭和53年12月 当社入社 平成5年3月 名古屋事業所工場長就任 平成14年8月 関西事業所副所長就任 平成19年3月 関西事業所長就任(現) 平成20年5月 取締役就任(現)	18,703株
10	原 田 利 男 (昭和22年8月6日生)	昭和55年2月 当社入社 昭和63年7月 総務部長就任 平成2年4月 経理部長就任 平成9年9月 企画管理本部副本部長就任 平成10年5月 常勤監査役就任(現)	23,790株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 原田利男氏は、新任候補者であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役原田利男氏は、本総会終結の時をもって辞任いたしますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

選任された場合の任期は当社規定により前任者の任期の満了までとなります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
久保田 稔 (昭和17年9月8日生)	昭和37年10月 大淀石油株式会社入社 昭和41年12月 当社入社 昭和41年12月 九州事業所長就任 昭和61年3月 取締役就任 平成8年3月 常務取締役就任 平成8年9月 専務取締役事業統括第二本部長就任 平成13年3月 事業統括第二本部長(業務推進担当)就任 平成14年3月 事業統括本部(業務推進担当)就任 平成18年5月 取締役副社長事業統括本部長就任(現)	148,991株

(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本總會終結の時をもって退任される取締役久保田稔氏に対して、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

同氏の略歴は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴
久保田 稔 (昭和17年9月8日生)	昭和61年3月 取締役就任 平成18年5月 取締役副社長就任(現)

第6号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本總會終結の時をもって辞任される監査役原田利男氏に対して、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

同氏の略歴は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴
原田 利男 (昭和22年8月6日生)	平成10年5月 常勤監査役就任(現)

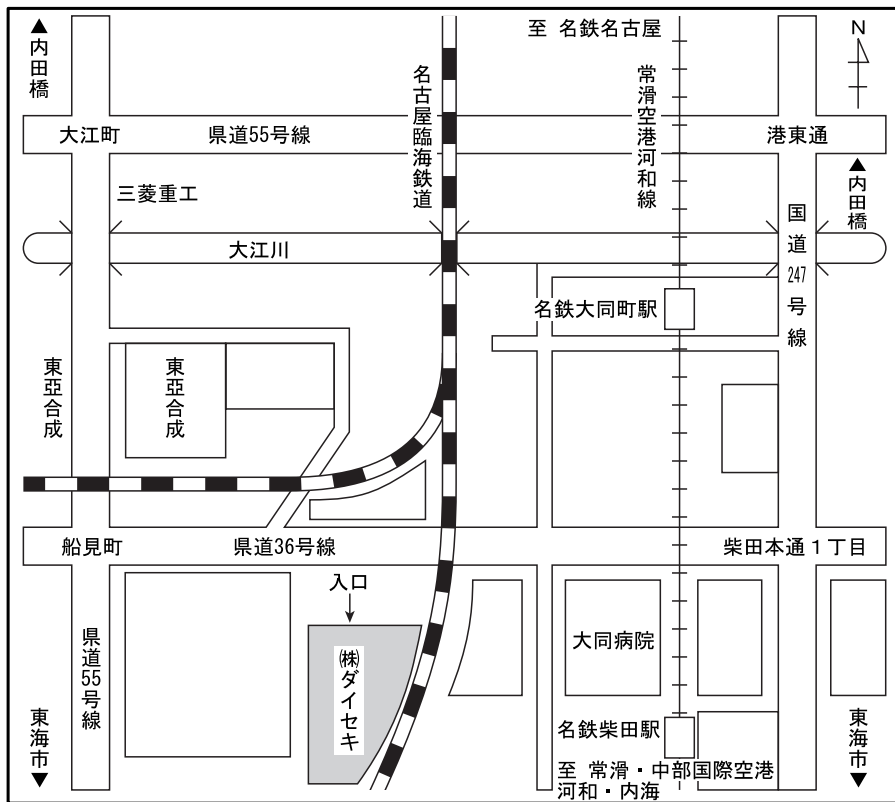
以 上

第51回定時株主総会会場のご案内図

会 場 名古屋市港区船見町1番地86

電話 (052) 611-6322

当社本社ビル4階会議室



交通機関

- 名古屋鉄道 常滑・中部国際空港・河和・内海方面
「名鉄名古屋駅」より8駅目「柴田駅」下車、徒歩約13分
- ※ 柴田駅は普通列車のみ停車となります。